

# 社会福祉法人立川市社会福祉協議会役員等報酬規程

平成29年3月15日

規程第30号

## (目的)

第1条 この規程は、役員等に対する報酬等について定めることを目的とする。

## (役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 福祉サービス利用援助事業に関する委員会委員（以下「利用援助委員」という。）

## (役員等の報酬)

第3条 理事に対しては、報酬は支給しない。

2 監事が監査を行った日に対しては、別表1にもとづき報酬を支給するものとする。

3 削除

## (報酬の支給)

第4条 当該報酬は、役員等が指定する金融機関口座への振込によって支給するものとする。

## (改正)

第5条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

## 別表1 監事の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度限度額 (1人当たり)	年度限度額 (合計)
監事	20,000円	300,000円	340,000円

## 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 附則（2019年12月5日規程第5号）

この規程は、2019年12月19日から施行する。